

農地転用許可後の工事進捗状況(完了)報告書の提出について

平成21年12月15日施行の農地法の改正により、農地転用許可された全ての事案について工事進捗状況(完了)報告書の提出が必要となっています。農地転用許可指令書が交付された場合、下記により農業委員会へ『工事進捗状況(完了)報告書』を提出してください。

- ① 工事等が完了するまでの間について
転用の許可日から3か月後及び1年後に『工事進捗状況報告書』を2部(正本・副本)提出してください。
2年目以降も工事等が完了していないとき、完了するまでの間、1年毎に2部(正本・副本)提出してください。
また、報告後、完了予定日の到来時に完了していないときは、完了するまでの間、完了予定日到来毎に2部(正本・副本)提出してください。
- ② 工事等が完了したとき
完成したときは遅滞なく『工事完了報告書』を2部(正本・副本)提出してください。
- ③ 報告書の用紙について
『工事進捗状況報告書』及び『工事完了報告書』は共に同一の様式です。
農地転用許可指令書の交付時にお渡ししている『工事進捗状況(完了)報告書』です。
- ④ 過去の別案件の報告がなされているかどうかも許可の際の要件となります。

[提出の書類について]

- ① 工事等が完了するまでの間について
※工事進捗状況報告書の項目6欄の完了予定日は必ず記入してください。

ア 複数に区画を分けた建売住宅のとき

- ・工事進捗状況報告書
 - ・報告書の項目5欄には、「別紙のとおり」と記載して次の図面を添付してください。
 - ・区画の状況が分かる図面
 - その図面へ区画ごとに以下の内容を記入してください。
 - (1) 区画の番号
 - (2) 地番、面積
 - (3) 売買等の成立の状況
 - (4) 売買が成立しているときはその氏名
 - (5) 宅地造成または建築が遅れているときはその理由
 - (6) 完成予定日(着工に至っていないときは着工予定日)
 - (7) 今後の着工または建築の計画について
 - (8) 建築会社名
 - (9) 販売が完了していないときは、その理由と今後の販売促進の方法
 - (10) その他参考になる内容
- ・その時点の現場状況のわかる写真数枚(該当の土地を赤色の線で囲んで下さい。)
- ・案内図
- ・その他参考になる資料(許可書の写し、公図の写しなど)

イ 1区画のみの建売住宅のとき

- ・工事進捗状況報告書
 - ・報告書の項目5欄へ以下の内容を記入してください。
 - (1) 売買等の成立の状況
 - (2) 売買が成立しているときはその氏名
 - (3) 宅地造成または建築が遅れているときはその理由
 - (4) 完成予定日（着工に至っていないときは着工予定日）
 - (5) 今後の着工または建築の計画について
 - (6) 建築会社名
 - (7) 販売が完了していないときは、その理由・今後の販売促進の方法
 - (8) その他参考になる内容
 - ※ 報告書の項目6欄の完了予定日は必ず記入してください。
- ・その時点の現場状況のわかる写真数枚（該当の土地を赤色の線で囲んで下さい。）
- ・案内図
- ・その他参考になる資料(許可書の写し、公図の写し、図面など)

ウ 上記ア、イ以外の転用目的のとき

- ・工事進捗状況報告書
 - ・報告書の項目5欄へ以下の内容を記入してください。
 - (1) 着工または建築が遅れているときはその理由
 - (2) 着工に至っていないときは着工予定日
 - (3) 今後の着工または建築の計画について
 - (4) 工事または建築会社名等
 - (5) その他参考になる内容
 - ※ 報告書の項目6欄の完了予定日は必ず記入してください。
- ・その時点の現場状況のわかる写真数枚（該当の土地を赤色の線で囲んで下さい。）
- ・案内図
- ・その他参考になる資料(許可書の写し、公図の写し、図面など)

② 工事等が完了したとき

- ・工事完了報告書
 - ※ 報告書の項目6欄の完了日は必ず記入してください。
 - ※ 建売住宅のときは、申請者が住宅を建築して販売が完了したときが完了日となります。
- ・完了した現場状況のわかる写真数枚（該当の土地を赤色の線で囲んで下さい。）
- ・案内図
- ・その他参考になる資料(許可書の写し、公図の写し、図面など)

※ 茅野市のホームページからも『農地転用許可後の工事進捗状況(完了)報告書』の用紙がダウンロードできます。

茅野市 転用をしたい

検索

↑ とキーワードを入力して、 ↑ ボタンをクリックで検索できます。